

【別紙3】

審査実施要領

1. 選定方法

本業務の事業者選定にあたっては、審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーション等審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2. 書類審査(配点：650点)

審査委員会において、以下のとおり書類審査を行う。

(1) 基準点(300点)

① 対象：【別紙2】機能要件一覧表

② 評価方法

(ア) 提案書かないワンストップ窓口システムの対応状況を事務局が採点する。

(イ) 配点は次のとおりとする。

- ・要求レベル「A」の項目に○：該当1項目につき、加点（＋7点）
- ・要求レベル「A」の項目に×：該当1項目につき、減点（－7点）
- ・要求レベル「B」の項目に○：該当1項目につき、加点（＋4点）
- ・要求レベル「B」の項目に△：該当1項目につき、加点（＋2点）

(2) 提案評価点(200点)

① 対象：企画提案書

② 評価方法

審査委員会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

(3) 価格点 構築費用(100点)

① 対象：【任意様式】見積書（導入費用）

② 評価方法

(ア) 見積書（導入費用）を事務局が採点する。

(イ) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は100点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝100点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(5) 価格点 保守費用(50点)

① 対象：【任意様式】見積書（令和7年度～令和9年度運用・保守費用）

② 評価方法

(ア) 見積書（令和7年度～令和9年度運用・保守費用）を事務局が採点する。

(イ) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

3. プレゼンテーション審査(配点：350点)

プレゼンテーション審査を行い、書類審査との合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション評価点(350点)

① 対象：プレゼンテーション及び質疑応答

② 評価方法

審査委員会において、各審査員がプレゼンテーション各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. プレゼンテーション等の内容

① 日時：令和7年6月16日(月)

※開始時間は後日個別に連絡

② プレゼンテーションの実施方法

オンライン（Zoom）により実施

※ZoomのIDは後日個別に連絡

③ 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分，質疑応答15分）

④ プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

⑤ プレゼンテーション等の順番

プレゼンテーション等の順番は、企画提案書を提出した順番とする。

5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

- ① 優先交渉権者は、提出書類及びプレゼンテーション等審査による評価点の合計点が最も高い者とする。
- ② 2 者以上の合計点が同じ場合は、選定委員会が採決して決定する。
- ③ 上位の事業者が辞退または失格となった場合は、評価点の合計点が高い者から順に交渉権者とする。
- ④ 提案者が 1 者のみの場合においても、評価点が最低基準点を満たす場合のみ、当該提案者を交渉権者とする（満たさない場合は、該当無しとする。）。